

(別表1)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国希望の規制改革・民間開放要望への対応方針」
 (平成18年11月30日規制改革・民間開放推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関するフォローアップ結果

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)
1	委託契約する電気主任技術者が保安管理業務を実施する事業場に係る換算係数の算定方法の見直し	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条、第52条の2 平成15年7月1日 経済産業省告示第249号	一人の電気主任技術者が保安管理業務を受託できる事業場の数には上限を設けている。具体的には、事業場毎に換算係数を定め、受託する事業場の換算係数の合計が一定値未満であることとしている。平成17年度に見直された内燃力及びガスタービンを原動力とする火力発電所の点検頻度の削減を受け、当該設備の換算係数の適切な値について検討を行い、その結論に基づき措置する。	平成18年度中	平成18年経済産業省告示第362号(平成18年12月26日)において、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)を改正した。	平成18年度中措置済
2	耐空証明書の発行場所の拡充	航空機及び装備品等の検査に関する一般方針(平成12年2月1日空機第100号)	現在東京と大阪の本局に発行場所が限定されている地方航空局管轄分の耐空証明書について、航空機検査官が駐在する空港においても現地発行を可能とする方向で検討を行い、所要の措置を講じる。	平成18年中	「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針(平成12年2月1日空機第100号)」を改正し、地方航空局管轄分の耐空証明書について、航空機検査官が駐在する空港においても現地発行を可能とする措置を講じた。 【国土交通省通達平成18年12月28日国空機第1042号】	平成18年中措置済
3	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第21項第2号、同条第24項、同条第25項(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行)	金融商品取引法の中でデリバティブ取引の定義を見直しており、協同組織金融機関の発行する優先出資証券についてもいわゆる指数先物取引の対象有価証券とする。	平成19年度中	「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」等が第164回国会において成立(平成18年6月7日)、デリバティブ取引に関する定義の拡大等、規制対象商品を包括化・横断化について措置した(平成19年度中施行予定)(金融ウ)	平成19年度中
4	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱いができるようにすること	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5(平成19年4月1日施行)	契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として主務省令で定める場合に共済商品の取り扱いを可能にするよう、主務省令を整備する。	平成18年度中	「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(平成18年法律第75号)」の施行(平成19年4月1日)に伴い、契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として「中小企業等協同組合法施行規則(平成19年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号、平成19年4月1日施行)」で定める場合に、信用組合の窓口で共済商品の取り扱いができるよう措置した。	平成18年度中措置済
5	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止及び住所変更に伴う変更の届出の廃止	投資顧問業法(昭和61年法律第74号)第5条、第6条、第8条	金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所に関する公衆縦覧及び住所変更に伴う変更の届出を廃止する。	平成19年度中	「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)」等が第164回国会において成立(平成18年6月7日)、役員及び重要な使用人の「住所」を登録事項から削除した(平成19年度中施行予定)。(金融ウ23)	平成19年度中
6	防爆構造規格の国際規格との整合化	労働安全衛生法(昭和47年法律57号)、電気機械器具防爆構造規格	国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための所要の措置を講じる。	平成19年度中目途	平成18年度に実施した専門家による技術的検討結果を踏まえ、平成19年度中を目処に措置する。(危険イ)	平成19年度中

所管府省

經濟產業省

国土交通省

金融庁

金融庁

金融庁

厚生労働省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)
7	検疫所の臨時開庁の際の輸入届出済書発行手続きのFAINSによる処理	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	検疫所の執務時間外への対応については、輸入者等から検疫所に対し事前に執務時間外の届出及び輸入食品監視支援システム(FAINS)の利用を行いたい旨の申し出があった場合には、執務時間外であってもFAINSを利用した届出手続きが可能となるようシステムの運用を図っているところであるが、当該運用について、検疫所あて文書にて周知する。	平成18年中の可能な限り早期	平成18年12月26日付けで各検疫所あて文書にて周知を図ったところ。	平成18年度中措置済
8	消防法および高圧ガス保安法が重複適用される安全弁の分解検査周期の見直し	消防法第(昭和23年法律186号)14条の3の2 高圧ガス保安法(昭和26年法律204号)第35条の1 コンビナート等保安規則(昭和61通商産業省令第88号)第14条 製造施設の位置、構造及び設備ならびに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める規則第14条	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。	平成19年度中	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。(危険工)	平成19年度中
9	IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化	著作権法(昭和45年法律第48号)	IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとする。	第165回国会に法案提出済	著作権法の一部を改正する法律(平成18年法律第121号)が成立、公布(放送の同時再送信に関する規定は平成19年1月11日施行)。	平成18年度中措置済
10	リースエンジンのエンジンログ記載方法の簡素化	法定検査等を行った場合の航空日誌の記入要領(平成13年8月21日国空機第462号)	リースエンジンに係る航空日誌(ログブック)への整備記録の記載について、英文のみの記載を可能とする方向で検討を行い、所要の措置を講じる。	平成18年度中	「法定検査等を行った場合の航空日誌の記入要領(平成13年8月21日国空機第462号)」を改正し、リースエンジンに係る航空日誌(ログブック)への整備記録の記載について、英文のみの記載を可能とする措置を講じた。 【国土交通省通達平成19年3月28日国空機第1360号】	平成18年度中措置済
11	税務官公署職員に対する資格付与制度の透明性の確保	税理士法(昭和26年法律第237号)第8条第1項第10号、税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第2条の5	税務職員が特定の職務経験により資格を取得するにあたって受講している研修や試験の内容、可否を決める基準等は現在公表されていないが、透明性と資格の質の確保の見地から、実施している研修や試験の内容等を公表する。	平成18年度中	研修の実施結果や試験問題をホームページにおいて公表した。(平成19年2月1日)	平成18年度中措置済
12	通関士が他の税関に異動する際の手続の簡素化	通関業法(昭和42年法律第122号)第31条1項、通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号)31-1、32-1	一の税関において既に確認を受けた通関士が、他の税関の管内にある同一の通関業者の営業所に異動し、引き続き当該営業所で通関士として通関業務に従事する場合における当該通関士の確認手続の簡素化を実施する。	平成18年度中	一の税関において既に確認を受けた通関士が、他の税関の管内にある同一の通関業者の営業所に異動し、引き続き当該営業所で通関士として通関業務に従事する場合における当該通関士の確認手続については、平成19年1月1日から従業者等の異動届をもって代えることができることとした。関税法基本通達等の一部改正について(平成18年12月28日財関第1580号)	平成18年度中措置済

所管府省

厚生労働省

総務省

文部科学省

国土交通省

財務省

財務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等
13	労働安全衛生法第88条第1項において届け出ることとされている機械等に関する周知徹底	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項	労働安全衛生法第88条第1項の規定により計画の届出を行わなければならない機械等のうち、労働安全衛生法が目的とする事業場の安全衛生確保の観点からは措置を講ずる必要のない空調、事務用、通信用の機器等や、事後においても改善が容易な工事を伴わない可搬式の機械等、レイアウト変更を伴わない同一型式、機能を有する機械等の入れ替え等について明確化を図った平成8年3月19日付け基発第133号の内容を周知徹底する。	平成18年度中
14	国家公務員における育児休業取得方法の柔軟化	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)	国家公務員を対象に、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制を導入する。 (地方公務員については、国における育児のための短時間勤務制の検討の動向も踏まえ、対応について検討。) (「所管府省」欄の「人事院」とは、人事院に対して検討を要請するものである。なお、人事院は本年8月に育児のための短時間勤務制を導入するよう国会及び内閣に対して意見の申出を行っている。)	平成19年度中
15	特定輸出申告制度の見直し	関税法(昭和29年法律第61号)	平成18年3月に導入された特定輸出申告制度について、同制度の運用状況等を見極めながら、的確な制度運用の確保を勘案しつつ、さらなる利用者の利便性の向上が可能となるよう、所要の見直しを行う。	平成18年度中

フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)
平成8年3月19日付け基発第133号の内容について、その趣旨が徹底されるよう、「労働安全衛生法第88条第1項による計画の届出対象範囲の明確化について」(平成19年2月15日付け基安安発第0215001号)を発出した。	平成18年度中措置済
人事院は、平成18年8月8日、育児のための短時間勤務の制度の導入等のための国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)の改正が行われるよう、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。政府では上記の意見の申出にかんがみ、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任を果たせるよう、育児のための短時間勤務制度を新設するため、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出。(平成19年2月13日)また、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正法案を併せて国会に提出。(平成19年2月13日)	平成18年度中措置済
船積予定地を管轄する税関に対しても特定輸出申告を可能とするための関税法の改正案を盛り込んだ関税定率法等の一部を改正する法律(平成19年法律第20号)が成立、公布(平成19年4月1日施行)。併せて、混載貨物を同制度の対象とするため、関税法基本通達を改正。	平成18年度中措置済

所管府省

厚生労働省

[人事院]、総務
省

財務省